

葛巻町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び葛巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町への移住・定住の促進及び町内中小企業等における人手不足の解消に資するため、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年8月1日付定雇第385号）に基づき岩手県と共同で行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町へ移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内でこの要綱により葛巻町移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付する。

(移住支援金の交付額)

第2条 移住支援金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 2人以上の世帯の場合 100万円
- (2) 単身の世帯の場合 60万円

2 前項第1号に規定する世帯の構成員が、移住支援金の交付申請の日が属する年度の4月1日において18歳未満のときは、当該構成員1人につき最大100万円を加算する。

(移住支援金の交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号に規定する要件を満たす者のうち、第2号から第5号に規定するいずれかに該当する者とする。ただし、前条第1項第1号に規定する世帯が移住支援金の交付を申請する場合は、当該要件に加え、第6号の要件を満たす世帯である者とする。

(1) 移住等に関する要件は、次のとおりとする。

ア 移住元に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた者

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた者（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(ウ) (ア)及び(イ)の場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び同法第124条に規定する専修学校へ通学していた者で、東京23区内の企業等へ就業していた者については、通学期間を(ア)及び(イ)に規定する期間に通算することができる。

イ 移住先に関する要件は、次のとおりとする。

- (ア) 平成 31 年 4 月 1 日以降に町へ転入した者
 - (イ) 移住支援金の交付申請時点において、転入後 3 か月以上 1 年以内の期間を経過している者
 - (ウ) 移住支援金の交付申請の日から 5 年以上継続して町内に居住する意思を有している者
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者
 - (イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者の在留資格を有する者
 - (ウ) その他町長が交付対象者として不適当と認めた者でない者
- (2) 就業に関する要件は、次のとおりとする。
- 次に掲げる事項のアからキまでの全てに該当すること。ただし、専門人材（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業をした者をいう。）においては、次に掲げる事項のうちア及びエ、カからクまでの全てに該当すること。
- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - イ 就業先が、岩手県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - ウ 交付対象者の 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
 - エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時点において連続して 3 か月以上在職していること。
 - オ アからエまでに掲げる求人への応募日がイのマッチングサイトに掲げる求人として掲載された日以降であること。
 - カ 移住支援金の交付申請の日から 5 年以上継続して勤務する意思を有した就業であること。
 - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新たに就業したものであること。
 - ク 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワーク（情報通信技術を活用して時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方をいう。以下同じ。）に関する要件は、次の全てに該当するものとする。
- ア 所属する法人等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、町内を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組において、所属する法人等から当該移住者に資金提供がされていないこと。
- (4) 関係人口（町や地域の人々と関わりを有する者をいう。以下同じ。）に関する要件は、町が個別に本事業の関係人口と認め、かつ次のいずれかに該当する者とする。
- ア インターンシップ参加者
 - イ 移住体験ツアー参加者

ウ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
(5) 起業に関する要件は、次のとおりとする。

ア 1年以内に地方創生推進交付金（移住・企業・就業タイプ）を活用して岩手県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件は、次の全てに該当するものとする。

ア 交付対象者を含む構成員が移住元において同一世帯に属していること。

イ 交付対象者を含む構成員が移住支援金の交付申請時点において同一世帯に属していること。

ウ 交付対象者を含む構成員がいずれも平成31年4月1日以降に転入していること。

エ 交付対象者を含む構成員がいずれも移住支援金の交付申請時に転入後3か月以上1年以内であること。

オ 交付対象者を含む構成員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の交付申請)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約するとともに、別紙2「岩手県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容に同意しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第5条 提出書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表1のとおりとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、葛巻町移住支援金交付決定通知書（様式第3号）を、申請者に通知する。

(立入検査等)

第7条 岩手県及び町長は、移住支援金事業の適正を期するため必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し報告させ、又は担当職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項に規定する立入検査等に岩手県の協力を求めることができる。

3 移住支援金の交付を受けた者は、前項に規定する立入検査等に応じなければならない。

(移住支援金の返還)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、交付された移住支援金の全額又はその一部を返還させるものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気その他町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の交付申請の日から3年未満に町外へ転出した場合

ウ 移住支援金の交付申請の日から1年以内に第3条第2号に規定する就業に関する要件を満たさないこととなった場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 一部の返還

ア 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に町外へ転出した場合
(補助金等の受給の制限)

第9条 移住支援金の交付対象者は、定住促進事業実施要綱（平成21年葛巻町告示第10号）に基づき奨励金を受け取ることができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の葛巻町移住支援金交付要綱は、令和5年4月1日以降に葛巻町に転入した者から適用し、同日前の転入者はなお従前の例による。

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岩手県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び葛巻町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又はその一部を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に葛巻町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に葛巻町以外の市区町村に転出した場合：半額

別紙 2

岩手県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岩手県及び葛巻町は、岩手県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。なお、葛巻町において、移住支援事業担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用します。

また、岩手県及び葛巻町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

別表 1

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
葛巻町移住支援金交付申請書 1 住民票謄本 2 第 3 条第 1 号に掲げる要件を満たすことを証明する住民票除票または戸籍の附表または雇用証明 3 就業証明書 4 その他町長が必要と認めた書類	様式第 1 号 様式第 2 号の 1、もしくは様 式第 2 号の 2	各 1 部	転入後 1 年以内
葛巻町移住支援金交付請求書	様式第 4 号	1 部	別に指定 する日

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

葛巻町長 様

葛巻町移住支援金交付申請書

葛巻町移住支援金交付要綱（第4条）の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

单身・世帯		单身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「岩手県移住支援事業に係る個人情報取扱」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、葛巻町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者または取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 葛巻町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

様式第2号の1 (第4条関係)

年 月 日

葛巻町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者
印

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
(※就業の場合のみ) 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

岩手県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県及び葛巻町の求めに応じて、岩手県及び葛巻町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 2 号の 2 (第 4 条関係)

年 月 日

葛巻町長

様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む) ではない
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業による資金提供をしていない

岩手県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県及び葛巻町の求めに応じて、岩手県及び葛巻町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 第 号
月 日

様

葛巻町長

葛巻町移住支援金交付決定通知書

葛巻町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり葛巻町移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

様式第 4 号 (第 5 条関係)

年 月 日

葛巻町長 様

請求者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

葛巻町移住支援金交付請求書

年 月 日付 指令 第 _____ 号で交付決定を受けた葛巻町移住支援金について、
次のとおり支援金の交付を請求します。

記

1 支援金交付請求額 _____ 円

〈口座振替先〉

金融機関名	
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

○支援金交付指令書の写しを添付すること。